

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中  
中 核 市

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号。以下「整備法」という。）については、平成 24 年 6 月 27 日に公布されており、平成 25 年 1 月 18 日には、整備法の施行（平成 25 年 4 月 1 日）に必要な政令及び省令並びに告示が公布及び告示されています。

つきましては、整備法等の施行内容を踏まえ、介護給付費等の支給決定に係る様式例の一部を改正しましたので、内容を御了知の上、都道府県におかれては、管内市町村へご周知方、よろしくお願いいたします。

※添付ファイルについて、一旦デスクトップ等へ保存し、  
名前の変更で拡張子を「ZIP」（末尾にPをつける）にしていただくと、  
開くことができます。  
（ZIPファイルを受信できない自治体があることによる対応です。  
お手数をお掛けしますがよろしくお願いいたします。）

■-----□  
(代表) 03-5253-1111

障害福祉課企画法令係（内 3148・3046）

障害福祉課地域移行・障害児支援室障害児支援係（内 3037）

□-----■